

平成25年2月
警察庁

「国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成24年12月21日から平成25年1月19日までの間、留置施設内における被留置者及び留置担当官の受動喫煙を防止すること等を目的として、留置施設内を禁煙とするための「国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行ったところ、24件の御意見を頂きました。

「国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した内閣府令の題名

国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第5号）

2 内閣府令案を公示した日

平成24年12月21日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外のものについては、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数	24件
（内訳）	
パブリックコメント意見提出フォーム	21件
電子メール	3件
F A X	0件
郵 送	0件

「国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 頂いた御意見の要旨

被留置者が自弁のものを使用し、又は摂取することが許される物品から、「煙草」を除くことについて、

留置施設内を禁煙とすることは、必要かつ合理的であり、賛成である。

という御意見のほか、反対の立場から、

受動喫煙の問題については、留置施設を禁煙とするのではなく喫煙室を設けるなど「分煙」で対応すべきである。

未決拘禁者であるため、喫煙する権利を奪うべきではない。

留置施設を禁煙とし、取調室で喫煙させることにより、自白を誘導するおそれがある。

といった御意見がありました。

2 頂いた御意見に対する警察庁の考え方

留置施設においては、従来、火災や嘔下等の事故防止の観点から、被留置者が喫煙する場所を居室ではなく運動場とし、運動の機会に喫煙を許容してきました。

しかしながら、全国の留置施設の運動場のほとんどは、雨除け部分を除き、外気を遮断する屋根や天井は設置されていないものの、被留置者の逃走防止やプライバシー保護等の観点から、高い壁に囲まれた閉鎖性の高い構造としており、空気の循環性の低い空間となっており、喫煙者と運動の機会が重なった他の被留置者や、被留置者が喫煙した後に運動の機会が回ってくる被留置者等は、受動喫煙を強いられる状況にあります。

非喫煙被留置者の受動喫煙を防止し、健康を保持するため適切な保健衛生上の措置を講ずる観点からは、運動場を非喫煙と喫煙専用に分けて空間分煙をすることも考えられるところ、全国の留置施設の運動場は警察署等の建物内で最低限の面積で設けられているものであるため、運動場を分割し狭いものとすることは被留置者の十分な運動の機会を確保するという観点から適切でなく、また、全ての留置施設の運動場を改修することは予算面を考慮すると現実的ではありません。

また、既に被留置者については留置施設から煙草の持ち出しを認めないこととしており、自白を誘導するおそれがあるとの御指摘は当たらないと考えています。

以上のことから、国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号）の一部を改正し、被留置者が自弁のものを使用し、又は摂取することが許される物品から「煙草」を除くこととします。